

民商だより



川越・東松山民主商工会 2020年7月8日 NO.23

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

家賃支援給付金、14日からインターネットのみで申請開始予定 6か月分の家賃や駐車場代を最大で法人600万、個人事業主300万

昨日、家賃支援給付金に関する概要が発表されました。すでに始まっている持続化給付金と併せ、コロナウイルスで影響を受けた事業者に対しての「返さなくてよい貰える給付金」ですので、対象となる方は積極的に申請を行っていきましょう。

事業用として借りている店舗、事務所、倉庫、土地、駐車場、資材置き場、継続的に借りているレンタルオフィスなども対象です。申請期限は来年1/15まで。書面では申請が出来ませんのでパソコン、スマホなどでの申請のみとなります。

民商での申請相談は、ウイルス蔓延防止から予約制とさせていただきます。事前に電話やLINEでの予約をお願いいたします。

申請するための条件

- ① 資本金 10 億円未満の中堅企業・中小業者であること。ｸｰﾗｯｼﾞや NPO 法人も可。
- ② 5月～12月の売上が、コロナウイルスの影響により、前年同月比の1か月比較で50%減少、または連続する3か月比較で30%減少していること。
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること。

申請にあたって必要な書類

家賃関係の書類以外は、持続化給付金申請に使用したものと同様です。

- ① 店舗や事務所、土地、駐車場などの賃貸借契約書
- ② 申請時までの直近3か月分の賃料を支払った証明書（通帳のコピーや振込明細書）
- ③ 確定申告書、青色決算書、収支内訳書、法人概況説明書
- ④ 運転免許証などの本人確認書類（申請には表面、裏面が必要）
- ⑤ 振込んでもらうための通帳（申請には表紙、1・2ページ目が必要）
- ⑥ 2020年の売上が減少したことがわかる書類（売上台帳など）

確認点、注意点

○個人白色申告の方の前年同月比との比較は、持続化給付金と同じく、2019年の売上の平均との比較になる可能性が高いです。昨年の売上が12で割った1か月分、もしくは4で割った3か月分の売上との比較となります。

○2020年1～3月に新規開業された方、4/1までに事業承継を行った方、法人成りした方なども家賃支援金の申請が出来ます。

○自宅が賃貸であり、一部を事務所として使用している方は、決算書・収支内訳書に記載されている家賃の按分の分が対象となります。持ち家の場合は対象なりません。

○賃貸借契約書に書かれている借主の名義が違う場合や、そもそも賃貸借契約書を交わしていない場合、賃貸借契約ではない契約で店舗・土地を借りている場合、家賃を滞納している場合や免除を受けている場合なども申請できます。

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金

国の支援金を申請した方は、埼玉県の支援金も申請が出来ます。追加条件として2019年の売上が180万円を超えている方。

支払家賃の1/15（上限20万円、複数店舗を賃借している方は30万円）です。支援金が対象となる店子に賃借しているオーナーも、4～6月にて家賃を2割以上減免してあげている場合、減免した家賃の1/5（最大3か月分、上限20万円）の支援金が申請できます。

どれくらいの支給額になる？

①月額のテナント代・駐車場代などが合計60万円の場合

（国） $37.5万円 \times 2/3 = 25万円 \times 6か月 = 120万円$

$22.5万円 \times 1/3 = 7万5千円 \times 6か月 = 45万円$

（県） $60万円 \times 1/15 = 4万円の6か月 = (上限の) 20万円$ 合計 185万円

②月額の自宅家賃9万円の内、1/3を事務所として按分している場合

（国）事業分経費 $3万円 \times 2/3 = 2万円 \times 6か月 = 12万円$

（県） $3万円 \times 1/15 = 1万2千円$

合計 132,000円

③駐車場代の月額6,000円のみ

（国） $6,000円 \times 2/3 = 4,000円 \times 6か月 = 24,000円$

（県） $6,000円 \times 1/15 = 400円 \times 6か月 = 2,400円$

合計 26,400円

国保等の減免申請も民商と一緒に、「あきらめずに」積極的に給付申請を

県内では行田市、新座市などが自治体独自の家賃支援金を創設しています。今後、自治体も支援金を創設する可能性もあります。

固定費の補助として、家賃負担の多い企業には恩恵が多い支援金です。家賃が駐車場だけなどの場合は持続化給付金と比べ支給額は少ないですが、返さなくてもいい貰える給付金です。積極的に申請をしていきましょう。

来週から、年間売上3割減見込での国保、介護、後期保険税の減免申請も始まります。申請方法がわからない、パソコン等が無いなど場合、一緒に民商の事務所で申請をしましょう。

さらに拡大された国や県のコロナ融資、持続化給付金、県の第2弾支援金、各自治体支援金、10割給付となった雇用調整助成金、増額となった持続化補助金、働き方改革推進支援助成金、ヤフーやFacebookなどの民間系支援金、税務署や市役所などの滞納税金に対するコロナ特例納税（徴収）の猶予、JASRAC減免申請、NHK受信料減免申請など、多くの会員さんが給付金や減免を申請しています。

申請が出来なくて困っている仲間などにも伝え、「あきらめないで民商と一緒に申請しよう」と声をかけてあげてください。

停止していた裁判所の破産倒産手続きが開始され、今後のコロナ第2波やコロナ関連の倒産ラッシュと更なる景気悪化が予想されます。

様々な支援制度、融資や支援金獲得で、このコロナ過を乗り切りましょう。

登録140名突破！「民商公式LINE」の登録を！

会員・読者さんのお知らせをしています、民商の公式ライン登録を！

週1回のニュースでは、情報が間に合わなくなっています。

不定期ですが、新規情報をお伝えします。QRコードで登録できます。

国保などの申請減免書類は、HPでDLできるよう準備します。